

記載例

様式第1号（第8条関係）



仙台市地域企業デジタル化サポート補助金交付申請書

令和6年 2月 16日

(あて先) 仙台市長

登記上の所在地をご記入ください。

郵便番号 〒 980 - 0803

事業者 本店所在地 又は住民登録地 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

フリガナ カブシキカイシャ モリノミヤコセンダイ

法人名 又は屋号 株式会社杜の都仙台

役職 代表取締役社長

代表者 フリガナ モリノ ミヤオ

氏名 杜野 都夫



標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市地域企業デジタル化サポート補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係機関等に申請します。

記

押印漏れがないようご確認ください（2箇所）。
法務局にご登録の“代表者印（法人実印）”にて押印をお願いします。

1 申請者の基本情報

申請事業者情報	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業者等														
	法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	資本金又は出資金		国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください。 ※わからない場合は国税庁「法人番号公表サイト」から検索できます。										1,000,000円		
日中連絡が 取れる方	<input type="checkbox"/> 個人事業者														
	<input type="checkbox"/> 代表者に同じ ※異なる場合は右欄記入要		フリガナ	ヤクショ タロウ											
	連絡先		氏名	役所 太郎											
		(電話番号)	0 2 2 - ●●●● - ●●●●												
		(メール)	●●●●@city.sendai.jp												

提出いただいた書類に不備や確認事項がある場合に補助金事務局より連絡させていただきます。
担当者の役職・氏名、市からの連絡が取れる電話番号（携帯電話含む）、メールアドレスを記入してください。
連絡は主に平日の午前9時から午後5時の間に行います。

誓約事項をご確認いただき、チェック欄にチェックを入れてください。
 ※全ての誓約事項に同意いただけない場合は支給できません。

1 1 誓約事項

チェック欄	私()は、仙台市地域企業デジタル化サポート補助金の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。
1	仙台市地域企業デジタル化サポート補助金事業募集要領の内容を確認しています。
2	納付すべき本市の市税及び他の地方公共団体において納付すべき税を滞納していません。
3	暴力団等との関係を有していません。なお、説明を求められた際には誠実に対応します。
4	同一の申請内容に基づいて、サポート補助金の交付を過去に受けておらず、他の地方公共団体から、サポート補助金と同様の補助金等の交付を受けていません。
5	仙台市地域企業デジタル化サポート補助金第3条第7号に定める大企業からの出資又は役員の受け入れを行っていません。
6	仙台市地域企業デジタル化サポート補助金第3条第8号に定めるみなし同一法人に該当しません。
7	申請に係る事業について国、地方公共団体その他の者から他の補助金等の交付決定を受けていません。また、当該交付決定を受けた場合には、当該交付決定の通知の到達の日から30日以内に、その旨を当該交付決定の通知の写しを添えて書面により市長に届け出ます。
8	審査において事業が採択された場合に、本市が開催する採択者向け説明会に参加します。
9	当該事業に係る本市による補助金の交付が決定した場合に、その後当該事業について定期的に本市又は事務局による進捗状況の確認を受けます。
10	審査会において事業が採択された場合に、当該事業に関する事業計画の内容その他の情報について、本市が出版物への掲載、展示、ウェブサイトへの掲載その他の方法により公表することについて同意します。
11	申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名等の情報が公表されることに同意します。
12	申請書類及び添付書類の内容について、本市が警察その他の本市以外の行政機関等に確認等を行うことに同意します。また、当該確認等のため必要な限度において、申請書類及び添付書類に記載の情報を警察その他の本市以外の行政機関に提供することに同意します。
13	虚偽その他の不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき、交付を受けた補助金を他用途に使用したとき及び交付決定の内容や付された条件等に違反したときは、補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還に応じるとともに、仙台市補助金等交付規則第18条第1項による加算金の納付に応じます。また、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第18条第2項による遅延損害金の納付に応じます。
14	補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しません。
15	本市から補助金に係る予算執行の適正を期するために必要な報告等の求めや立入検査等があった場合は、これに応じます。
16	補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存します。
17	申請書類等の内容に基づき、本市がアンケート調査等を行うことに同意します。
18	補助金の交付決定を受けた事業者、事業の内容等について本市が公表することに同意します。
19	本市と公益財団法人仙台市産業振興事業団との間で、申請内容等に関して情報提供を行うことに同意します。
20	上記のほか仙台市補助金等交付規則及び仙台市地域企業デジタル化サポート補助金交付要綱の内容に従います。